

震災復興緊急保証の認定申請方法と必要書類

この資料は「震災復興緊急保証」のための申請手順及び必要書類をご案内するためのものとなります。

1.申請手順

＜手順＞	＜備考＞
<p>＜手順1＞</p> <p>以下の要件をすべて満たしていることを確認する</p> <p>①神戸市内に、本店または主たる事業所を有していること。</p> <p>②特定被災区域内※において東日本大震災前から継続して事業を行っていること</p> <p>③震災発生後最近3か月間の売上高が、震災の影響を受ける直前の同期3か月間と比較して10%以上減少していること</p>	<p>※特定被災区域の一覧はこちらでご確認ください 「内閣府ウェブサイト（防災情報のページ）」</p>
<p>＜手順2＞</p> <p>必要書類を準備して申請書を作成する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 必要書類」を確認のうえ、ご準備ください。 ・準備ができましたら、申請書の内容に沿って必要事項をご記入ください。
<p>＜手順3＞</p> <p>市長認定窓口予約を行い、書類を予約当日に市へ提出する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土・日・祝日・年末年始を除く前日までに 「e-KOBE」からお申込みください。
<p>＜手順4＞</p> <p>認定審査を受けて、認定書の交付を受ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下表（提出方法と審査方法及び交付までの所要日数）をご確認ください。

＜提出方法と審査方法及び交付までの所要日数＞

提出方法	審査方法	交付
申請者本人が市長認定窓口へ持参する	対面	即日
申請者から委任を受けた金融機関等が市長認定窓口へ持参する	対面	即日

※交付までの所要日数は、申請書類に不備等がない場合とします

2.必要書類

[\[様式のダウンロード\]](#) [はこちら](#)

・下記書類は目安となりますので、追加で書類が必要となる場合があります

法人	個人事業主
(1) 申請書 ※売上高計算書の減少率及び売上高を転記ください	
(2) 売上高計算書 ※試算表、総勘定元帳、売上台帳等を用いて作成ください → 比較対象となる年の売上高等は、法人の場合「法人事業概況説明書」、個人（青色申告）の場合「決算書（青色申告用）」を用いることができます ※売上高等における税抜、税込の基準はどちらかに合わせてください	
(3) 特定被災区域内において震災前から継続して事業を行っていること等を確認できる書類 (例) 特定被災区域内自治体の地方税の納税を証明できる書類、許認可証、商工会議所・商工会等の会員証・会員名簿、金融機関との金銭消費貸借契約書など（いずれも所在地を確認できること）	
(4) 履歴事項全部証明書（写し） ※主に事業実態（本店登記地が神戸市内であること）を確認するための書類となります ※本店登記地は、神戸市外だが市内に主な事業所を有しており、神戸市の市長認定を受けたい場合は「 認定依頼書 」及び市内に事業所があることを証明する書類（支店登記、許認可証、賃貸借契約書等）をお持ちください ※現在の状況と相違なければ、発行日は問いません	(3) 確定申告書（青色又は白色）（写し） ※主に事業実態（事業所所在地が神戸市内であること）を確認するための書類となります ※税務署の申告受付印のあるものを添付ください（電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を添付ください） ※確定申告書のうち、以下のものをお持ちください ・別表 ・決算書（青色申告の場合）又は、 ・収支内訳書（白色申告の場合） ※確定申告書にて事業実態が確認できない場合は、 <u>確定申告書に加えて、「個人の開業届」や「許認可証等」</u> をお持ちください
(5) 誓約書 ※金融機関等による代理申請の場合は不要となります ※事前に売上等の確認を金融機関等が行った場合は、確認者欄に記入をしてください	
(6) 委任状兼誓約書 ※金融機関等が代理で申請される場合に必要となります ※事前に売上等の確認を金融機関等が行った場合は、確認者欄に記入をしてください ※申請を代理人に委任される際には、申請者と代理人との間で、書類訂正時の対応を含め、申請内容について十分に認識合わせを行ってください。	

その他、次頁もご確認ください

○比較対象とする年以降の法人成りについて

比較対象とする年時点で、個人事業をしていた場合でも「個人の廃業届」及び「法人設立届」にて同一の代表者による同一事業での法人成りであることが確認できれば、個人事業時の売上高等と比較することが可能です

また、親子、夫婦、兄弟が事業を承継する場合においても「法人成り」と見做します（この場合、旧事業主の「個人の廃業届」及び新事業主の「個人の開業届」にて確認を行います）

3.注意事項

- ・ 認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へ経営安定関連保証の申込みをすることが必要です
- ・ 当該市長認定を受けても、信用保証協会による保証審査や民間金融機関による融資審査において融資を受けられないこともあります
- ・ 認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には認定書が無効になる場合があります